

## 平成30年度第2回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

開催日時 平成30年10月10日(水) 10:00 ~ 12:00

開催場所 滋賀県庁 北新館3階 中会議室

出席委員(五十音順、敬称略) 16名

・石野富志三郎 ・井上照美 ・大橋博 ・岡本由美 ・河島京子 ・北野誠一 ・久保厚子  
・谷口郁美 ・寺川登 ・川上肇 ・中島秀夫 ・長谷川綱雄 ・藤木充 ・洞正子  
・前坂雅春 ・美濃部裕道

欠席委員(五十音順、敬称略) 4名

・石田展弥 ・谷仁史 ・中川佑希 ・堀出直樹

### 【開会】

健康医療福祉部長あいさつ

### 【議題(1)「(仮称)滋賀県障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の骨子案等について】

資料1-1、1-2について事務局より説明

(委員)

・骨子案をいろいろと説明してもらったが、少しきつい言い方になるが、障害者の雇用の関係で、行政には何のお咎めもないということをよく新聞等で見るとその辺での批判等を聞くが、やはりそういうことも行政が考えながらすれば、行政も反省しているということが分かるのかなという気がした。

今後の取組みの中で、話し合いもそうだが、やはりお互いに歩み寄る姿勢が大事だと私は思う。障害者同士もお互いに、ひょっとしたら差別をしているのではないか。また、理解もできていないのではないかと思う。

人の痛みを理解することはかなり難しいことだと思うし、理解をしていくためにどんな努力をしていくのか、という辺りの文言があってもいいと思う。人の痛みが分かるというのは、どの程度なのか分かるはずはないので。しかし、努力をしていくことによって分かる手がかりになっていくと思う。

また、一般の方々が障害者をどのように見ているか、ということを障害者は知らなければならない。こういう目で見られているのだなど、知っていく必要がある。お互いがお互いを知り合いながら、ということが大事だと思う。

障害者のことをもっと考えてほしいという文言が強すぎると、一般の方々も「障害者を守るだけのものか」と思う。心の病等をもっている方も多いので「そこらへんも分かって欲しいわ」というような感じになると思う。

お互いがお互いを知り合うというか、歩み寄る姿勢も大切だと思う。もっと表せるような文言があれば、もっと理解をしてもらえと思う。

(会長)

・今、いくつかお話を頂いた。

一つは、滋賀県行政の姿勢を前文含めてどのようにするのか、難しい問題であるが、相談、あつせん、勧告、公表とあるが、それらにのってくる対象というのは民間事業者というのが前提である。行政が行政に対して、あつせん、勧告するというイメージはない。行政がどんな形で問題を解決するのか、シビアな形をとっていくのか。どれをとっても大きな問題であり、なかなかそこが民間事業者と一般市民だけでなく、行政がどういう風に対処・対応していくのか、少し考えていかなければいけないと思う。

二つ目は、基本理念のところ「(5) 当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること」とあるが、相互とは、障害を持っている方や利用者さんの中には、障害をもっている方々のことを市民はどのように思っていて、それに対して自分たちがどのように対応しているのか。一般市民側からの障害理解だけでなく、相互理解は大きなテーマだと思う。

実は、大阪市の差別解消協議会は民間事業者の方が結構入っており、「がんこ」の社長も入っておりかなり熱心な方で、トラブルなど色んな事が起こる時に、民間事業者の方もどう対応したらいいのか分からない。

私たちは、民間の方々も相談に乗れるような仕組みを作ったらどうかと。障害をもっている方々が困っているから、と相談に乗るのではなくて、事業者も対応に困っている、お互いに理解を深めるような相談支援を作っていくべきではないかと思う。お互いに、その無理解というのは相互にあると思うので、少し考えてもらえないか、という話だと思う。

(委員)

・不均等待遇という言葉があるが、新しい言葉で分かりづらいという意見もある。また一方で、差別禁止部会での定義された文言で、非常に先進的な内容だったと評価をされていたが、それが突然なくなっているので、その代わりに言葉を少し工夫できないか。例えば地域アドボケーターのように不均等待遇みたいな書き方ができないか。

基本理念の中に「可能な限り」というキーワードが2回出てくるが、文言をなくしていく方向で議論してほしい。この状況で「可能な限り」を入れるべきではない。

・基本理念(4)について、「学び合う」というキーワードが出ているが、共に学ぶというよりも、差別や障害の問題に関して学ぶという意味合いになるので、共に学ぶという意味合いを強調すべきではないか。

・アドボケーターは、この前のタウンミーティングで安心ネットという取組みがあるようだが、どういうイメージをしているのか。

・最後に、「必要な財政上の措置を講ずるように努める」とあるが、具体的な予算がまだ通ってないようだが、今のところ想定しているのはどれくらいか

(会長)

・いくつか大事な話を頂いた。

1つ目は不均等待遇という言葉について、色々な検討委員会で検討してこの言葉を入れた。確か長崎県で「不均等待遇」を条例で使っており、条例で使うこと自身が法的用語に馴染まないとい

いうことはない。それならば、長崎県の条例は違法なのかという話になる。

他の県で使われている条例の表現を滋賀県は使用できないということについて、法的根拠は大丈夫なのか。法令用語として馴染まないといっても、長崎県が条例で使用しているのだから、そこはその検討でいいのかということが一つ。

今回作られた定義は、逆によく分からないことになっている。「障害を理由とする差別」の定義に「障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して次に掲げる分野に関する行為」とあり、何のことか分からない。「または、合理的配慮を怠ることをいう」とあり、「障害者に対して次に掲げる分野に関する行為」と分野が12あり、この表現では全く分からない。

どんな行為かははっきり言うと、不均等待遇をするというような表現を入れないと、定義としては成立しない。はっきり言って。これではまずい。ここはしっかり検討しないと。この表現が公的なものにならないと、定義としては全く成立しない。合理的配慮だけは入っているという、それ以外の直接差別のイメージが全く成立しない。委員の意見も踏まえて、私も若干気になったので。

2つ目は、「可能な限り」と基本理念の(2)と(3)にあるが「(2)すべての障害者は、可能な限り、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会がある」と「(3)全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」とある。現在、障害者施策政策委員会で中心的に行われている議論は、障害者用語の改正にあたっており、委員の中でこれをどうするかということが議論となっている。

この議論されている「可能な限り」というのは、これにこだわりがあるのであれば、私は「全ての障害者は」を取った方がいいと思う。障害者の方は、どこで誰と暮らすことについて自分で決める権利がある、ということが基本的なことである。

「全て」ということは、難しい人もいるのではないのかという勘ぐりが生まれてきている。「障害者はどこで誰と」と書いてもらった方がいい。できたら、これからの法改正に滋賀県は遅れるようなことではなく前向きに進んでいるのだ、という表現を入れられたらいいと思う。

3つ目は、基本理念(4)の「共に学び合い」の中身が不明確になっているということだが、文言をもう少し考える余地があるのかどうか、検討できればと思う。

4つ目は、地域支援員、通称地域アドボケーター。今のところ、他の条例でも地域アドボケーターというのはないと思うので、新たに滋賀県でやるのは、法務関係との調整は難しいかもしれないが、地域支援員で通称「地域アドボケーター」を条例に入れることが可能なのかどうか、ということ。そういう表現ができるのか、他の所で地域アドボケーターを入れるのか、或いは仮称というかたちで入れる事が可能なのかどうか、今検討の段階で聞かせてもらえたらと思う。

最後に、条例の罰則に関する財政上の措置について、具体的にどういうものが想定されているのか、どのくらいのことを考えているのか、という質問であった。

事務局で、答えられる範囲で何か。

(事務局)

・まず、1点目の「不均等待遇」という言葉であるが、馴染まないということではなく、条文上、不均等待遇という言葉で定義に置いたとしても、その後に不均等待遇という言葉を使う所がない

ということがある。

長崎県では、不均等待遇という言葉がたくさん使っているが、それは分野別の差別の禁止規定を第2章の第1節「障害を理由とする差別の禁止」の部分で書いているが、滋賀県の条例では、定義の差別の禁止部分で分野別の規定を置く、という整理をしている。これは千葉県も同じような方式をとっており、そちらの方が分かりやすいということで、そうさせて頂いた。

会長から言われたとおり、読み方が分かりにくい、ちょっとこれでは読めない、ということについて、現在骨子段階であり言葉が不正確なところがあると思うが、実際の条文にした際には、それぞれの分野毎に、具体的に不当な差別的取り扱いの禁止事項を書いていく。この分野別の最後の「⑩その他の分野」で、最後に包括的にあらゆる分野において差別をしてはならない、と規定する想定をしているので、馴染まないということではない。

委員から言われたように、この言葉、特に関係者の皆様にとっては、国の禁止部会で示された大切な言葉だと思う。今後、関連・間接差別も含む定義であるということを知っていくときに、不均等待遇という言葉を使った方が理解してもらい易いということもあるので、周知のところで不均等待遇という言葉を使っていけたらと思っている。

(会長)

- ・その他の分野でも差別してはならない、という包括的なものを入れると。

その時に同じ話になるが、差別をしてはならないということは、差別という定義は何なのかという、また話が戻る。差別をしてはならないという表現をしても、その差別というのは何かといったときに、直接差別を含めた不均等待遇と合理的配慮ということになってしまう。上手に表現する必要がある。

(事務局)

- ・2つ目の「可能な限り」というのは基本理念に出てくるところであるが、委員から指摘されたとおり、障害者基本法に規定があるので、そこに合わせた形で規定を置いている。国での議論を確認して考えたい。

3つ目も学び合いのことであるが、これについては規定の仕方を検討したいと思う。

4つ目は地域アドボケーターの具体的なイメージというところだと思うが、検討中ということでもまだ定まっていない。これまでのタウンミーティングでたくさん意見を頂いているので、そういった意見を踏まえながら考えていきたいと思う。

5つ目の財政上の措置については、今正に予算編成中であるので申し上げられない。

(委員)

- ・先ほど委員から話があった政策委員会の話であるが、現在委員と私が委員になっていた。今後新しい委員の体制ということで、いつ開くのかというのを調整中という段階である。たぶん、年内だろうなど。年度開けてからなのかという話もある。特に2つ、障害者基本法の見直しと、差別解消法の見直しを中心に4期が進むと思う。

今この骨子案を聞いて、前回の骨子案と見比べてみた。こちらには載っている、こちらには載っていないというものはあるようだが、確認したいことがある。

今日の骨子案に、条例の施行を2回に分けるとある。来年4月1日からスタートする。ただし第2章にあるように、10月1日からというところも書かれているが、その辺どのように、何か理由があるのか。スケジュールを見ると、平成31年10月1日に施行というのは書かれていない。どのように理解をしたらいいのか。

(会長)

するどいところを指摘頂いた。付則のところでは4月1日からの施行であるが、第2章だけは10月1日になっている。これはどういう意味なのかということなので、事務局。

(事務局)

施行日についてスケジュールに記載していないのは、あくまで条例案が可決されてからということなので、条例の施行は4月1日となる。

2章について10月1日としているのは、答申の段階でも2章の部分について一定期間において施行するという形で答申を頂いている。なぜかと言うと一つは、上乘せ・横出しをするということで、条例の対象が事業者の方や県民の皆様になることから、一定の周知期間が必要だということと、もう一つは、相談員とかまちづくり委員会の設置において手続き上一定時間がかかる、ということから10月1日の施行ということになっている。

(委員)

質的な問題、具体的にはわからないが、つまり、来年2月の県議会において条文を示して、第2章は事前に改めて条文を加えるということになるのか。

(事務局)

条文自体は、第1章から5章までの状態で具体的に提案させて頂きたいと考えている。付則部分で、時期的なことをいつから始めるのかということを決めることができ、2章部分については10月1日から施行するという形になっている。

(会長)

これについては国の法律でも、例えば雇用促進法でも2章の部分をいつから始める、3章のこの部分はいつから始めると、いくつか付則をいれている法令があるので、そういう形で法令そのものは作るが、施行の時は若干違うという表記になるかと思う。

(委員)

今、スケジュールに書かれていることを聞かせてもらっているが、先ほど説明頂いた今後の予定を確認すると、いずれにしても条例が出来上がって皆さんに周知するということになるのであろうが、苦言ではないが、県の条例は沢山ある。沢山ありすぎて、末端に行くと何か分からない。

ただ、今回の場合先ほどから言っている「共に生きる社会づくり」まちづくりであるが、タウンミーティングをされたときもほとんどが関係者である。一般の方にどう周知していくのかと思う。地域の方々に如何に広範囲に渡って周知するのか、ということがタウンミーティングでも意見があ

ったが、それも含めて周知の仕方が極めて大事だと思う。

地域には民生委員の方々がおられるし、自治会、連合自治会、各町の自治会の方がおられる。その方々に「この条例はこうなりました」ということを一つずつ丁寧に周知するというのは、地域を巻き込んだものになると思うので、そういうことが充分、周知の仕方について掘り下げた形でやってもらえると良いと思う。

上乘せ、横出しの話も良いと思うが、実際、企業の方は民間事業者として他からの事業評価がされるようだが、その他の方がどう対応されるのか、どう受け止めるのかについて曖昧であるので、それを補完するような条例になるよう、地域に対しての取組みを少し検討してもらえればと思う。

(会長)

みんなが心配していることだと思う。これからどうして周知徹底していくのか、みんな心配されていると思う。

(委員)

今、委員が言われたところで、私もこの条例がそれぞれピンポイントで、例えば雇用主とか何かに関わっている人が「私はここをクリアしているから大丈夫」という考え方ではなくて、社会活動の様々な分野でみんながこのことを考えて取り組んでいく、ということになった時に、第3章にある災害のところが大切だと思った。

先ほどの事務局の説明で、災害のことや選挙のことが新たに加わったことは大変大事なことだと思うが、市町の取組みの説明もちょっとあった。もちろん、避難所を設営、運営するのは市町や自治会、地元であるが、関わる方達は、様々な避難訓練や災害訓練の中で本当にしないといけない配慮とか準備のことも含めて気づかないこと、この条例ができてから後にできていなかったことがあるなという点検活動であるとか、それからハード面の準備、ソフト面の準備、避難所にいる具体的な支援者の持ってくる物一つ一つも違うと思うし、手話ができる方やホワイトボードを使った文字で説明を加えないといけないであるとか、様々な対応しなければならないことがあると思う。

そういうことを県も市町も一緒になって取り組むことは、災害というのはあらゆる方が関わる、一人の人間として住民として関わってくることなので、そこを切り口にして取り組んでいくことが大切ではないかと思った。原子力災害の防災訓練に県の関係で参加した際に、原子力災害にみなさん集中されて、合理的配慮とか、色んな方が住民におられてちゃんと説明しないと分からない、全く関心を持たない。こういうところに興味を持たなければいけないと思う。

もう1点、社会モデルを定義の中に設けるのが滋賀の特徴だと説明があった。その文面が、審議会の答申の時に書かれている文面と変わっている。間違っていることではないと思うが、審議会の答申の文面の方がより明確であったと私は思うが、なぜ変わったのかということを知りたい。

(会長)

県民全体に周知徹底していくための大きなテーマとして、災害をキーとして、これはリアリティがある。本当に台風も含めて、あまりに生々しい。

そう考えると大きな災害というのは、その時に自分の地域にどのような方がいるのかということをしつかり認識していただくという相互理解がないと支援ができない。そこをどう検討していくの

かということが一つと、社会モデルの表現が若干変わっているのではないか、という質問について、分かる範囲で事務局より説明を。

(事務局)

まず、答申では障害の社会モデルについて、障害は個人の心身の機能障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されるものであり、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという考え方である。なぜそれが変わったのかというと、一つは、国の差別解消法の基本方針の中でこの社会モデルの定義が置かれており、それが今条例の骨子に書かれている内容である。

また、6月に東京都で差別解消の条例が制定されており社会モデルを定義で置いているが、東京都においても国に倣った形で定義がされている。社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、というところまで定義で書くというのはなかなか難しいということがあり、国や東京都に合わせる形で整理をさせて頂いた。

委員からのご質問のとおり、確かに概念自体が分かりにくい上に定義も分かりにくいと思うので、しっかりと説明のところで分かりやすい表現ができるよう心がけていきたいと考えている。

(会長)

答申の際におそらく、取り除くのは社会の責務だという表現は、どこかの表現をもってきたのだと思うが、他の県で使っているところがあるのではないか。

(事務局)

答申の時には、内閣府の資料に記載されている文言で整理がされている。

(会長)

どこの条例の中にも表現がないのか。

(事務局)

はい。

(会長)

初めて滋賀県がやるということで規定できないかと思うが、了解した。

(委員)

参考資料1を見て感じたことを、ちょっと述べさせてもらう。

「差別解消法に基づく相談状況について」数は少ないが、県の受付も市町の受付も、行政に対する相談があがっているというところが少し気になった。差別解消条例に関しては何年も前から検討している中で、県行政に対する相談が沢山あがっていること自体に、しっかりしてほしいなと感じた。

この状況で差別解消条例が施行されて、その他の方や民間事業者の方への説明が進んでいく中でこういう数値があるということは、民間事業者として、県がしっかりしていない中何故我々が言わ

れなければならないのか、という考えになってしまうと思う。

色んなところで関わっている民間事業者としては、条例でどういうことをしていかなければならないか、そういうところを非常に危惧している会社も沢山ある。

行政がしっかりと受け止めて、差別のないように進めていってもらえればと思う。

(会長)

委員が言われたとおりである。このように、県なり市町村で差別に関する相談があがっている状況。相談を受けて実際差別として認識されて、どういうふうに解決したのかということを出していない。県や市町村は合理的配慮が義務になっているので、ちゃんと解決したということが見えれば、良い方向で行くと思う。件数だけがあがっており中身がよく分からないので、その辺も踏まえて事務局より提示を。

(事務局)

条例の周知について、大変重要だということを私も理解をしている。

タウンミーティングもそうだが、来てもらうのを待っているだけではなかなか周知ということではできず、出前講座などでなるべく出向いて、それぞれ説明するということを取り組んでいきたいと思う。また現在、経済団体の会合においてもそういうことを説明しているので、まだ条例の検討段階、答申や骨子の段階であるので、またお声かけを頂いたら今からやっていきたいと思う。

県民の皆様によく知ってもらうというのは、1回説明して1回で理解してもらえということではなく、継続・反復して取り組んでいくということも考えているので、その辺りはやっていきたいと思う。そうした場合に、障害のある方がご自身の言葉で言ってもらいたいということも大切なことだと思うので、是非、委員の皆様を始め、関係団体の方に周知についてお願いしたい。

それから、相談状況の件数について数字だけで情報不足であり、大変申し訳ない。例えば、県職員による合理的配慮不提供による相談が12件というのは少し多いということで、県ができていないのではないかという指摘であるが、相談内容を見ると、学校、教育に関する内容が多くあり「こういうふうに配慮してほしい」という相談があった時点でカウントしているので、幅広くカウントしているという状況であり、相談の内容に対してしっかり対応して解決が図られるという内容である。

(会長)

民生委員の研修とか色んなところで、周知徹底してもらえればと思う。

(委員)

先ほど委員が言ったことと同じ事を思っており、どんな風に周知、普及、啓発していくのかというのが一番の問題だと感じていた。

共に生きる町づくりということで、それに教育ということは大きく関わってくると思う。私は学校に勤めているので、子ども達の教育、子ども達がこのことを理解して日常生活の中で当たり前が当たり前になる、そういう幸せが大事だということを、子ども達に伝えることが大事だと改めて感じた。

義務教育が果たす役割は大きいと思う。そのためには職員研修ももちろんであるが、一方で私が

住んでいる市では、人権の町づくり町別懇談会というのが毎年行われている。その町別懇談会には、自治会によっては8割くらい参加され、夜の7時から9時くらいまでであるような町づくりの懇談会である。そこに講師で行くことが何回かあり、このような合理的配慮の話を見せてもらっている。

そのような形でしているのも、私は東近江市であるが、人権啓発冊子の今年のテーマが「障害に関わる、障害がある人に関わることについて」という特集があり、「ぬくもり」というタイトルであるが、今年は障害者、障害に関わる人についてのテーマでやっていくということが、東近江市のテーマとなっているので、それに伴って出させてもらっている。

行きたいところに行ける、自分でメールができる、自分も人の役に立ちたいという誰もが思っている当たり前のことが当たり前にできる喜び、障害のあるなしではなくて、困っていることがある。それをみんなで解決しようよという事が大事だというような話をしながら、身近な問題として考えてくださいという話をしている。そのような会になると沢山の方が参加され、そこで障害者差別解消の話もしている。

いろんな場がきつとあると思うので、そのような場を工夫しながらやっていくことが大事だと思ったのが一つと、先ほど出前講座の話もあったが、関心ある人だけが作っていくということではない形の、普及啓発をしていかなければならないと思います。

それと、先ほど会長が言った基本理念の「可能な限り」のところで、全て外したらいいのではないかという話もあったが、そういう考え方でいくと「障害者はどこで誰と」という文言じゃなく、「障害者も」なのかなと思います。

(会長)

言葉を上手に色々と工夫して、全ての障害を持っている方のイメージを表現できたら、と思う。町づくり懇談会というのが各地域にあるのであれば、戦力として大いに活躍されるべきである。

そういう形、多くの住民が参加できる場所で、問題をしっかり議論していくこと。本音で「こんなことがあるよ」と話ができるような。上から「これが正しい。これが正しい。」という話を聞いているだけでは身に染みないから、「こんな経験したことがある」という話を当事者の方も入ってもらって、一般住民の方も正直に出せるようなものを作ってほしいと思った。

## 【議題（2）手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について】

## 【議題（3）手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会の設置について】

### 資料2について事務局より説明

(会長)

資料2を用いて、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討及び小委員会について説明頂いた。これについて、質問や意見を頂きたいと思う。

まず、委員から参考資料等を頂いているので、それを含めて委員から説明して頂けたらと思う。

(委員)

まずは、新聞記事の切り抜きを皆さんにお配りしている。大津市で10月2日に市議会で条例が制定された。滋賀県では3番目ということになり、施行は来年の1月ということになっている。

内容は特徴が2点ある。まず1点目は学校関係。他の条例では、教育まで踏み込んだところは少ない。2つ目は財政的な措置である。はっきりと市が責任を持つと明言されている。

次に、パブリックコメントのことを話したい。大津市の場合は、今年の7月22日～31日の19日間という短い期間であったが、パブリックコメントを行った。方法は郵送でもFAXでもメールでも、資料を持ち込んでも良いし、面白い取組みとしては手話の動画でも構わないというところ。手話はもちろん言語であるので、それを撮影して市に送付し、その手話を専任の通訳者が読み取って文字に変換するというところを行った。結果は、コメント者は34人。項目は125項目あった。

札幌市の場合は、1ヶ月間パブリックコメントを実施した。48人、130項目が挙げた。人口比で考えると大津市の方が確実に多い。つまり、関心がかなり高いということが言えると思う。それだけではなく、You Tubeのアクセス数が293件あった。そのようなこともあり、大津市の条例もスムーズに決まったという経緯があると思う。

滋賀県ろうあ協会の要望書も一緒に添付したが、要望も今までずっと行っているものである。

1つ目は、手話言語条例とコミュニケーション条例は、分けてしっかりと制定してほしいというもの。小委員会を設けるといふ話がありそれに絡んでくると思うが、学識経験者が今後も委員として入ってもらえると思うが、学識経験者と言っても手話言語に詳しい学識経験者、北野会長も含めてそういう方が必要になってくると思う。ICTに詳しい学識経験者も大切だと思うが、手話言語に関する知識を持っている方は国レベルでもなかなか沢山はいない。ICTに頼るといふ方向性になってしまっても困る。その辺の具体的な知識を持っておられる方、ということをお願いしている。

それともう一つ情報だが、鳥取県で10月7日に行なわれた手話パフォーマンス甲子園について。皆さんご存じだと思うが、鳥取県は手話言語条例がいち早く制定され、5年が経過している。私も毎年、この手話パフォーマンス甲子園に参加しているが、今年は感動を受けたことがある。

出場チームが全部で20団体あった。予選は60を超える団体があったと思う。それから絞り込まれた20団体。5回目になるがすごく感動したことは、7ページのチーム「琴の浦特別支援学校」。ろうではない知的障害の特別支援学校が、手話を使ってパフォーマンスをする。今までになかった初めての取組みである。とてもうれしかった。

10ページにある、「立川ろう学校」と「富士森高等学校」が劇を行った。普通の一般高校とろう学校が合同で出場した。

3つ目は11ページ、熊本の「黒石原支援学校」。車イスの高校1年生の方、聞こえる方。中学2年生の時に障害になってしまい、車イス生活を余儀なくされたという話、手話と出会って人生が一変したという話、高校1年生から手話通訳レベルになり、そのような若い高校生が頑張っている様子をパフォーマンスされた。

そのような出場チームの競技であるが、内容の良し悪しは別として、手話言語条例の実効性が充分に出ているパフォーマンスだったと思っている。まさに、共生社会のモデルになったのではないかと痛感した。

(会長)

この施策推進協議会の部会として手話言語条例、情報コミュニケーションに関する条例の検討小委員会を置きたいと事務局は考えているが、小委員会を置くということについて委員から要望はあ

るか。

(委員)

正直に言って、小委員会は年度内に1回だけで終わるというのはちょっと。2回目というのは努力して頂きたいと思う。

それと、気になることがある。小委員会の進め方であるが、障害者団体、当事者団体に意見を伺うと書かれている。どのようなことを聞くのか、ヒアリングという形なのか、内容はどのような内容・項目なのかということを出されていないので、そこがちょっと気になる。

言い方は悪いが、誘導的にならないように、しっかりと手話言語と情報コミュニケーションは分けて、正しく聞き取りをすべきと思う。

(会長)

今言われたのは、この小委員会の進め方の中で、「第1回小委員会」だけになるのか、年内にどれだけ開かれるのか。進め方とその中身。意見を聞き取ると言っても聞き取り方、項目についてどう考えているのか、というご質問であったので、答えられる範囲でこんなことを考えているというのがあれば、事務局。

(事務局)

年度内の小委員会の開催回数について、今のところ準備の都合もあり、聞き取りに一定の時間をかける必要があると思っている。複数回できるといいが、現実的には1回が精一杯と思っている。

聞き取りの項目については、まだ具体的には固まったものではないが、こちらで想定として考えているところでは、障害がある方の情報の取得・伝達や意思疎通に関して日常生活の中で感じておられる困難なこと、災害時における困難なこと、コミュニケーションにおける社会的障壁やそれを取り除くための合理的配慮、必要とされているコミュニケーション手段を広めるための課題、などについてお考えを教えてもらえればと思っている。

(委員)

聞き取り項目について、できれば委員の皆様に対してメールで意見を求めた上で聞き取って頂きたいと思っている。

(会長)

県だけで考えるのではなく、各委員含めて考えて発信して、それを含めた上での項目づくりをしていきたい、というのが委員の意見である。

委員から小委員会をする上で、委員の構成について手話言語に詳しい学識経験者と表現されているが、誰か特定の方がおられるか。

(委員)

喜んで、紹介はさせてもらおう。

(会長)

またそれは事務局で、手話言語と情報コミュニケーションについてプロフェッショナルな方がおられると思うので、色んな委員会の委員の意見も参考にしながらと思う。

(委員)

今の話だと、手話言語条例と情報コミュニケーション条例は別々に制定をしてほしいという話だったと思うが、その意図するところをもう少しお話頂ければと思う。

というのも、平成25年に鳥取県で手話言語条例が制定されて以降、広がっていったわけであるが、先ほども条例の検討の進め方の中で、対象とするコミュニケーション手段は手話だけではなく、要約筆記、点字等、様々な障害の状況に応じたコミュニケーション手段が挙げられている。

現在は行っていないが、自立支援協議会で以前、居宅介護の従事者養成研修を行っていた。その時に、手話通訳を必要とされる方の受講もあって準備したり、磁気ループという装置を必要とされる方、視覚障害者の方で点字の資料を頂いたりした。様々な障害の方がいるということがある。

条例を制定するにあたって、別々にではなく包括的にと思うが、別々に制定する理由があるのなら、お伺いしたい。

(委員)

委員からお話があったことについて、最もだと思う。

北海道と札幌市においては2つをしっかりと分けて、手話言語条例と情報コミュニケーション条例をきちっと分けて制定されている。

全国を見渡すと色んな形があり、手話言語条例だけという所やコミュニケーション条例と両方とも、手話を含んだコミュニケーション条例がある。明石市は、手話言語・コミュニケーション条例である。色んな条例がある。全国的に見ても、手話言語条例はほぼ4分の3という割合になっている。形は様々、色んな判断が成されたのだと思う。

私が考えているのは、手話言語条例は手話を使う人々に対して、手話の言語性という考え方とそれに合わせて必要な施策を講じることが目的。一方、情報コミュニケーション条例は聞こえない人だけではなく、見えない人、盲ろう者も含めてということになる。コミュニケーションの手段という意味で、様々な手段があるということで、しっかりと保障できるようにしていくという条例である。

なぜ分けるのかということについて、手話言語というのは昔からなかなか社会にしっかりと認知されなかったという歴史がある。今は「手話は言語である」というのは広まっているが、そういう区別で分けて条例を制定して欲しいということである。

(委員)

米原市では手話言語条例が制定されており、手話フェスタが開催され私も参加したところ。また、手話言語条例を制定した後の推進をどうしていくかという委員会もできており、私も委員となっている。

一番の問題は、手話奉仕員養成講座の回数が非常に多く、手話をしたいが最初の入門の時点で断

念される方が多い、ということを手話サークルの方や講座の当事者の方が言っておられる。まして、専任の手話の資格を取ろうとしたら、その入門講座を終えてからでないといけないということで、色んな方が挑戦をされるのだが、残らずに辞めていかれる。手話サークルの中でも、ちょっとした会話ができればいいということで入ってもらっているが、その回数が多すぎて途中で断念してしまうという方がいて、それが悩みで条例ができて上手くいかない、という意見を言っておられた。

なぜ、そんなに回数しなければならないのか、なぜ入門から取っていかなければならないのか、なかなかそこが進んでいかない。手話言語条例ができて、皆さんが簡単な手話をしてお話ができるというのが一番の望みである、と言っておられた。

先ほどの差別解消法の条例と同じであるが、皆さんが周知をして「おはよう」とか「こんにちは」とか「さよなら」くらいのあいさつができるようになるのが、一番いいのではないかと思う。

障害者差別解消法の条例の周知方法について、「皆さんにお願いしたい」というより、県職員って何人いるのか。4,000人くらいいると思う。その一人ひとりが「条例ができた」とその家族に言っていけば、どれだけの人に周知されるか。色んな団体へ行って「周知をお願いしたい」と言うのではなく、県職員に「こういう条例ができたから知っておいて」と言って、その職員が家に帰って家族に話して「名前だけでも覚えておいて」と言ったら、県内でものすごい数になる、そういう周知の仕方もあると思う。当然、手話言語条例も同じ事である。「おはよう」と「こんにちは」と「さようなら」と「ありがとう」だけでも、皆さんが覚えていくと進んでいくのではないかと思う。

委員が言われた、行政機関にペナルティがないのは何故かと、確かにそうである。雇用の人数が満たない場合は、事業者は公表されて会社の名前を言われて、しかも障害者雇用に対する補助金の返還をしなければならないけど、行政機関には一切そういうペナルティがない。公表のところの「知事は事業者が」とある。事業者ってどこまで入れるつもりなのかなと思う。民間だけか、行政機関は入るのか。

また例えば、私たちが市町村の窓口で差別的発言を受けたとき、県に相談したら、「市ですら市でやってください。」と条例のタウンミーティングでやりとりがあった。では、県は何をやってくれるのか。話にならない。それではせっかく作ったのに、身内でなぜこんな甘いものを作ったのだ、ということになってしまう。

私の思いとしては、行政機関もしっかりしてほしいと思う。県もちゃんと率先して、「市に対して指導する」というようなことを入れたら、すごく画期的な条例ができると思う。

(会長)

委員が言われたとおり、これから県と市の指導関係がなかなか難しいところであるが、一緒になって前向きに考えていくときに、どうしたらいいかということについて検討願いたい。

この小委員会を設けることについて、皆さんの言われた意見を踏まえて小委員会を作ることに關しまして賛同頂けるか。

【異議等なし】

**【報告事項（1）障害者支援施設入所者地域移行促進等検討事業について】**

資料3について事務局より説明

(会長)

これに関係の深い委員が何人かおられるので、一言ずつ頂きたい。

(委員)

この会議がどう進んでいくのか、今事務局から報告があったように今月末からということで、中身が課題だけは整理されているが、具体的な内容はまだ進んでいない。滋賀県らしいというか、できるだけ施設入所機能、入所施設に頼らない、地域支援の中で重度の人の暮らしを充実していくための具体的な議論になると思うので、実際にはこの議論が始まってからになると思う。

それぞれの自立支援協議会の中で検討されている部分と、県全体のメリットが結びつくようなことができればよい

(委員)

私は特に「③強度行動障害者の地域支援等に向けた取組」に関心を持っているが、入所施設がいかかグループホームがいかかということだけではなく、それぞれ地域の入所施設の果たす役割であるとかグループホームの役割を考えながら、地域の中で障害が重い人や強度行動障害の人もどのようにしたら生活できるのか、暮らしの場だけではなく日中活動や余暇支援も含めて全体的に考えてはどうかと思う。

以前、モデルの圏域を2カ所くらい作ってと言っていたが、モデルの圏域は決まったのか。今後何年間とか、モデル圏域を作ったら3年間試行的な事業をするのであれば、検討会議で考えたことかもしれないが、来年度以降の予算とかもあるので、その辺のことを検討会議で議論してもらえればと思っている。

(委員)

想定している地域での取組みということで、3点挙げられている。この3点について、地域の自立支援協議会でも課題になっていることが現実となっている。

その中で、地域生活支援の拠点機能を各市町・圏域に1カ所整備ということで第4期障害福祉計画にも出ていたが、なかなか進んでいないということで、どこの市町も第5期で平成32年までに1カ所整備するというのであげている。

ここの取組みをしっかりとすることが、地域移行促進であるとか強度行動障害の方の地域の暮らしを、実現するための一つの大きな事業だと思っているので、推進していけるような取組みを期待している。

(委員)

特にはないが、先ほどの条例の話で、何が上手く一般の方に伝わるかと考えており、私も防災が良いと思っている。

東日本の時もそうだが、熊本、西日本豪雨、北海道でそれぞれ災害があった際に現地支援に入っているが、災害が起こると障害の有無は関係ない。そんな中で西日本豪雨の際に、軽度の障害がある方について市役所がずっと支援を行っていたので、「どこどこに逃げなさいよ」という指示を電話でしたが、行ったことがないから逃げられなくて亡くなったということがあった。それは障害だけ

ではなく、認知症の方も同じだと思う。

障害があるとかないとか関係ない状態で災害が起こるとので、そういうものを上手く利用しながら、地域の中で皆が無事に逃げるとか、そういうことを含めて、逃げた先には合理的配慮が必要か、トイレもそうである。そういうことを学び合うことが、きっかけになるのではないかと考えていた。

以上